

令和 4 年度第 2 回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 2 月 7 日（火曜日）
2. 場所 松戸市役所新館 5 階 市民サロン
3. 出席者 〈委員〉 福田委員長、石井副委員長、川口委員
 〈事務局〉 大塚財務部長、契約課長
 〈審議案件担当課〉 契約課、技術管理課、街づくり課、建築保全課、公園緑地課、和名ケ谷クリーンセンター、道路維持課
4. 傍聴人 1 名
5. 議題
 - 1 委員長・副委員長選出
 - 2 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
 - 3 入札及び契約の手續の運用状況報告
 - 4 指名停止の運用状況報告
 - 5 抽出事案審議

発言者	発言内容
事務局	<p>それでは、ただいまより令和 4 年度第 2 回松戸市入札監視委員会を開催いたしたいと存じます。</p> <p>委員会の開催に先立ちまして、松戸市入札監視委員会の委員に変更がありましたのでご紹介いたします。</p> <p>西山さんに代わりまして、公認会計士の川口様が委員となりました。どうぞよろしく願いいたします。</p>
川口委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、委員会の開催に当たり、大塚財務部長よりご挨拶申し上げます。</p>
大塚財務部長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、今年度、第 2 回目の入札監視委員会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>今回より新たに委員となりました川口委員におかれましては、入札監視委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。</p>

事務局	<p>います。</p> <p>さて、入札監視委員会につきましては、平成30年度より入札契約業務の公平性、透明性のさらなる向上のため設置いたしました。これまでも、当委員会におきまして委員の皆様から様々なご意見をいただいておりますが、今後も皆様からご意見、ご指摘をいただきながら入札契約業務へ反映していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様、本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>本委員会は、原則として公開となっており、傍聴希望者が本日1名いらっしゃいます。</p> <p>委員の皆様方にお尋ねします。</p> <p>傍聴を許可しますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p>
事務局	<p>それでは、傍聴者の入室を許可します。</p> <p>なお、以後の傍聴希望者は、事務局の受付をもって許可したいと存じます。</p>

（1）委員長・副委員長選出

事務局	<p>まず、事務局より、議題1、委員長・副委員長選出を議題といたします。</p> <p>西山委員長が委嘱期間満了をもちまして委員を辞退されました。つきましては、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>委員長・副委員長の選任は委員の互選ということでございますが、事前に事務局のほうから打診がございまして、継続している私が委員長をお引き受けしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
福田委員長	<p>副委員長につきましては、いかがでしょう。</p>
石井委員	<p>引き続き副委員長のほうを受諾する形で、よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>いたします。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、福田委員が委員長、石井委員が副委員長ということでもよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、福田委員長、議事進行をお願ひいたします。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

福田委員長	<p>それでは、議事を進めます。</p> <p>議題2、会議録署名人及び審議案件抽出委員選出を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>会議録署名委員と審議案件抽出委員につきましては、今まで順番でお引き受けいただいていたところでございます。今回の会議録署名人及び次回の審議案件の抽出人は川口委員となりますが、これでもよろしいかご確認のほど、お願ひいたします。</p>
福田委員長	<p>ただいまの説明について、何かご質問ございますか。</p> <p>川口委員、いかがでしょう。</p>
川口委員	<p>いえ、特にございません。異存はございません。</p>
福田委員長	<p>では、なければ、今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員は川口委員となります。よろしくお願ひいたします。</p>
川口委員	<p>よろしくお願ひします。</p>

(3) 入札及び契約の手続の運用状況報告

福田委員長	<p>次に、議題3、入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とします。</p>
事務局	<p>事務局より説明をお願ひいたします。</p> <p>(入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明)</p>

<p>福田委員長</p>	<p>それでは、入札及び契約の手續の運用状況につきまして、資料の1ページ、入札・契約方式別発注建設工事等総括表をご覧ください。</p> <p>なお、2ページ目は前年比較、3から9ページは契約一覧となっております。</p> <p>報告は以上です。よろしく願いいたします。</p> <p>では、工事総括表につきまして、ご質問ございますでしょうか。</p>
<p>川口委員</p>	<p>2ページ目の入札、補助資料の中で前年比較ございますが、令和4年度と令和3年度の違いというのが、工事関連業務委託の中で指名競争入札が前年、令和3年度、2件あったようでございますが、令和4年度は特にないと、そういう工事も業務委託も。これはたまたまそのような状況だったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。こちらにつきましては、指名競争入札として発注する案件がなかったという状況でございます。</p>
<p>川口委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ほかにはございますか。</p> <p>では、私からよろしいでしょうか。</p> <p>前年同期との比較をいたしますと、工事の一般競争入札は平均参加者数が僅かですけれども、下がっている。一方で、平均落札率は僅かですが上昇しているという状況になります。客観的な数字からすると、ちょっと競争性が下がっているようにも見えるんですけれども、特に特殊な要因というのがあれば教えていただければと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらの数字の動きにつきましては、まず、平均参加者数ですけれども、若干ながら減少はしてございます。工事の中で、様々な工種ございますが、その主に管工事ですね、管の工事の発注での参加者数が、令和3年度と4年度を比べますと若干ながら数値的には下がったということが影響してい</p>

	<p>るかなと思います。</p> <p>また、平均落札率の増加につきましては、こちらも工事の中で土木一式とか舗装発注での平均落札率が、いずれも前年同期になりますと、およそ88%台でありましたが、今期は土木一式で90.61%、細腕90.14%と、90%台に及んでおります。そうしたことが、やはり落札率を押し上げているところかなとも思います。</p>
福田委員長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
	<p>これについて、ほかにありますか。</p>
川口委員	<p>今回初めてでございますので、最初にちょっと分析の方法というのをお教えいただきたいんですが、この後、3ページ目以降は詳細な工事と、それに関連する業務委託の案件が並んでいます。大変詳細な設計金額、予定価格、調査基準価格に該当するものもあれば、基本的には最低金額と落札率と入札参加者数も入っておりますので、これは契約台帳等のシステムから取れるんだらうと思うんですね。</p> <p>そうすると、この総括表以外で、こういう客観的なデータに基づいて工種別、また所管別の、例えばですけれども、そういう分析ができるかどうかなんですけれども、土木とか、土木でも道路とか、公園でも違うところですね、それで建築とか、建築の本体と設備でも恐らく違うと思うんですね。そういうものの区別が恐らくできるんだらうと、所管別にですね、いろんなデータを組み合わせれば。</p> <p>それで、入札参加者数の割合に応じて、今回この、少し考えたんですけれども、落札率が高いとか、また参加者によっては最低制限価格に数社張りついているとか、そういう特徴的なものをどういう要因によって検証できるかというような、そういう分析というのは、大変細かい作業ではありますが、データがそろっているとしたら、こういう増減分析以外に、今、事務局にご説明いただいたような分析が、言</p>

事務局

葉でやり取りしていますけれども、客観的なデータとして、そういうものがあるとしたら、裏付け資料というものがあるようであれば、今後そういうものも頂けるとありがたいなというふうには思います。

単に増減分析を我々見て、今のような、増加したのか、減ったのかを聞く工事と業務委託だけだと、なかなか傾向が分かりづらいんですね。なので、ちょっと大変なのか、DXの時代なので、システムから落とし込めるデータに基づいて、何らかの分析手法でやっていくというような検討をやっていらっしゃるか、またはこういうことを検討いただけるかどうかというのを知りたいなと思います。

確かにデータから見えてくる現状というものはあろうかと思えます。そこに対して、数値をもってどう分析するか、その視点は大事でございます。

そういった、委員の方から、川口委員からご意見いただいた状況もある中で、私どももこの総括表の動き、この数値の動きについて、現状では工種の中でどういう傾向があったのかというところを見て、そこから見える状況をご説明したところですけども、それ以上のデータをどう組み合わせ、また見えてくるものがあるかというものもあろうかと思えますが、そのところは、これだけボリュームの多い状況もございしますので、データでどう、ちょっとその辺を集約できるかというところは、検討していきたいなとは思いますが。

川口委員

ありがとうございました。

3ページ目以降を見ていると、傾向が、これだけ見ても、ざっと見ても大体出てきますね。なので、データで落とし込めばいろんな分析表を、重回帰分析とか、そういう判別分析とかをやると、すぐ出てくるかなというふうにも思いますので、ぜひご検討いただければと思います。ありがとうございます。

<p>福田委員長</p>	<p>以上です。</p> <p>では、今の議題につきましては、これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「はい」の声あり）</p>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------

（４）指名停止の運用状況報告

<p>福田委員長</p>	<p>次に、議題４、指名停止の運用状況報告を議題といたします。</p> <p>では、事務局、ご説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>（指名停止の運用状況報告について資料を基に説明）</p> <p>次に、指名停止の運用状況につきましては、資料10ページから14ページのとおりとなります。</p> <p>今回、指名停止業者が24件ございます。そのうちナンバー3からナンバー15まで、この13件は、日本年金機構が発注した特定データプリントサービスの入札に関して独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていた者となっております。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>では、この件につきまして、ご質問ございますでしょうか。</p>
<p>川口委員</p>	<p>18番目の会社は、18番目に限らずだと思えますけれども、大変会社の名称を見ると大きいところが多いので、御市におかれましても大変影響を受けているんじゃないかなというふうにも思うんですが、そうでもないんでしょうかというのが1点目で、こういう指名停止案件というのは様々な形で発覚するんだと思いますが、いろんな風評とか、いろんなニュース等に基づいて、当局がそのように認定するんだと思うんですけれども、松戸市においてもそういうような、入札に影響するようなニュースというか、状況というものがあって、事前に停止するということが多分あり得るんだろうと思うんで</p>

事務局	<p>すけれども、入札行為をですね。直近ではそういうものはありますかというのが2点目です。</p> <p>まず、今回の指名停止の業者が松戸市の入札発注に影響したということはありません。</p> <p>次に、松戸市が指名停止をするときのきっかけと申しますか、どういうふうにこの指名停止業者が指名停止となるかというところにつきましては、千葉県の公共工事契約業務連絡協議会というものがございます。そこから県のほうで指名停止した情報が、会に参加している自治体のほうに流れてきます。それで、メール等でその情報が届くんですけれども、その状況を見まして、指名停止処分の内容を確認して、本市でも、当該業者が名簿登載されていれば、松戸市の建設工事等請負業者指名停止基準、これに照らし合わせて、その指名停止期間等を参考にしながら、私ども、指名停止しています。</p> <p>それで、本市独自で指名停止に当たるような案件があった場合には、松戸市のその基準に基づいて、過去の事例等も参考にし、指名停止の扱いをしています。そういうような仕組みでやっております。</p>
川口委員	<p>ありがとうございます。</p>
福田委員長	<p>では、私からもよろしいでしょうか。</p> <p>前回もお聞きしていたんですけれども、指名停止期間が、先ほどの千葉県の公共工事契約業務連絡協議会の指名停止期間を参考に、市のほうで決めていらっしゃるというふうに伺っているところなんですけれども、今回の年金機構のデータプリントの発注に関する指名停止は、3から15までありますけれども、6か月のものと3か月のものとありまして、指名停止理由のところの内容はほぼ同じのように見えるんですけれども、この期間の差があるというのはどういう理由に基づくことなんでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらにつきましては、3か月の期間を設けているものが</p>

<p>福田委員長</p>	<p>3業者ほどありましたが、この独占禁止法による指名停止におきまして、公正取引委員会の課徴金減免制度による免除や減免を受けている業者ということで確認ができました、私どもの指名停止基準の条項に基づき短縮した、6か月から3か月に短縮したという状況がございます。</p> <p>分かりました。</p> <p>3か月の業者は、課徴金の減免制度による減免を受けているという業者で、県のほうでもそのようにしているので、それを参考にされたということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>あともう一点よろしいでしょうか。この年金機構関連が13件を占めているということはありませんけれども、令和3年上期は1件、令和4年下期は9件でしたので、今回24件で、年金機構関連を除いても11件ということで件数は増えていると思うんですけれども、公正取引委員会の方針とか、特殊な件数が増えるような要因というのは聞いていらっしゃいますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いえ、特にその辺の情報は受けておりません。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>今回は摘発されたところが多かったということなんでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>川口委員</p>	<p>さっきの質問の回答に関連することですが、実績として、そのほかに市の基準に照らして停止する場合があります。それで、実際に直近1年間で、そういうものってございましたでしょうかという実績をちょっと、あるかないかということが1つと、22番目が千葉県の会社の事例のようですが、旭市の例のようなんですけれども、もちろんほかの会社も含めて、入札者名簿ですか、そういうものに入っている業者もいらっ</p>

<p>事務局</p>	<p>しゃるとは思いますが、例えば22番目の業者さんというのは、これは影響はありますか。</p> <p>こちらは千葉県の旭市の業者になりますが、この業者が松戸市の発注に影響があったとは思っておりません。影響はなかったと考えています。</p> <p>あと、松戸市自体で最近指名停止を行ったものがあるかどうかというご質問でいらっしゃいますよね。そこにつきましては、令和4年度の上期はなかったです。強いて言えば、令和3年度のところに、不誠実な行為があったという状況の中で指名停止をしております。</p>
<p>川口委員</p> <p>福田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>

(5) 抽出事案審議

<p>福田委員長</p>	<p>続きまして、議題5、抽出事案の審議を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>最初にお伺いいたします。</p> <p>今までと同様、1件ごとに資料を説明した後、審議をさせていただく形でよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>今回の抽出された案件ですが、建設工事は4件で、一般競争入札が3件、随意契約が1件、工事関連業務委託は2件で、一般競争入札、随意契約各1件、合計6件になります。</p> <p>(審議案件1について資料を基に説明)</p> <p>それでは、建設工事のうち、一般競争入札の1件目、資料15ページになります。抽出事案をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、工事の一般競争入札でございます。</p>

	<p>件名は「松戸駅西口駅前広場ペデストリアンデッキ仕上改修工事」、種別は建築一式工事になります。</p> <p>入札参加資格の概要としましては建築Aランク、地域要件、市内本店、実績要件は過去10年以内公共工事で建築一式工事の元請施工実績としております。この要件に対し見込まれる対象事業者数は15者、入札参加者数は2者でございました。</p> <p>この案件の予定価格は3,718万円、最低制限価格を設定してございます、3,345万6,500円。契約金額は3,712万5,000円、落札率は99.85%でございます。</p> <p>説明は以上になります。</p> <p>それでは審議を開始します。</p> <p>1件目の案件について、ご質問ございますでしょうか。</p>
福田委員長	
川口委員	<p>私のほうからご質問、ちょっと知りたいことがあるんですけども、この告知期間、公告期間というのは、業種または金額によって短くなったり、短いというか、期間は決まっているものなのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは、工種が違うからといって期間が短くなったり長くなったりするという事はないですね。ただ、総合評価方式とか、そういう内容が伴うものとかですと、公告期間をその状況の中で見るところはございますが。</p>
川口委員	<p>じゃ、追加で。1点目、今見ている案件、令和4年7月15日から22日までの期間でございますね、大体1週間ぐらいですかね。3件目を見ると、7月22日から8月4日まで公告期間になっていると。これは工種によって、これが改修工事が1件目で、3件目は小金原公園再整備工事の第Ⅱ期造園工事でございます。これについてはちょっと長いように思われるんですけども、長くても問題ないとは思いますが、何か基準があるのかどうかということと、対象になる事業者数に対して、審査の申請者数が少ないなというふうに思われるの</p>

	<p>で、その周知の方法というものの期間とか、周知の方法のいろんな方法あると思うんですけども、何か工夫されているものがあるかというところをちょっと考えたんですが、なぜ少ないのかということの要因なんです、実を言うと。</p>
事務局	<p>そうですね、公告期間について、おおよそ1週間というのが基本的なところにはございます。</p>
川口委員	<p>ただ、期間ちがいますよね。</p>
事務局	<p>公告期間についてなんですけれども、一応、設計金額5,000万円未満は1週間取っています。それ以上になった場合は2週間取っております。</p>
川口委員	<p>なるほど。これは工種に限らずですか。</p>
事務局	<p>工種に限らずですね、はい。</p>
川口委員	<p>ということで、5,000万基準なんですね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
川口委員	<p>1週間と、それ以上はどれぐらいとおっしゃいました。</p>
事務局	<p>2週間になります。</p>
川口委員	<p>2週間。この2種類があると思ってよろしいですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
川口委員	<p>その基準期間というのは、そういう対象となる事業者数に対して、実際にこのように実績が出て2者しか来ないとか、そういうところについての見直しか何かされることってあり得るんでしょうか。ちゃんと周知されているかどうか、見ているかどうかということ。会社によって、ホームページをよく、その入札情報とか調達情報とか見るところは、営業としてちゃんとやるんでしょうけれども、実際に実績データを見ると、数に対して少ないなというふうに思うんですが、どのように思われますか。</p>
事務局	<p>確かに対象見込み業者として見ている数が、実際応札者数として見たときに少ないという状況に対しては危惧しております。ただ、主に市内本店で地域要件を賄える状況下であれ</p>

	<p>ば、市内業者を対象として見ているところはございます。</p> <p>そうした中で、この公告について、松戸市のホームページに定期的に、主に金曜日に公告を出すような形になっておりますけれども、そこのところで業者の確認の中で、松戸市ではこういう公告が上がったということを見て、応札するかどうかというものを判断し、札入れしてくるのかなとは思いません。</p>
川口委員	<p>なるほど。もう一点だけ、じゃ、追加で。このような単純な競争入札方式と違って、いろんなプロポーザルとか、または公園とか、そういうところの設置許可、管理許可とか、公園法に基づいた、ああいうものの業者を参加してもらうためには、サウンディングする場合ってありますよね。サウンディングというか、こういうものがありますよというふうに業者に積極的に伝えるというやり方がございますね。今の手法は、一般的に、当然もう業者としては、そこのホームページの調達情報を見るだろうということは前提なんですけれども、何らかのそういうプッシュ型ではないですけれども、ある程度のそういう何か、参加を促すための何らかの今までの手法の見直しみたいなのは検討されることってあり得るんでしょうか。</p>
事務局	<p>その検討の前に、年間の工事の発注予定は行っております。第1・四半期、第2・四半期とか、そういう四半期ごとのくくりですけれども、松戸市としては今年度、このぐらいの時期にこういう工事を発注予定でいますよといったものは、ホームページを通じて公表しております。</p>
川口委員	<p>それは前提ですね。</p>
事務局	<p>はい。それで、確かに、応札するかしないかという業者の判断がそこにあるとは思いますが、それに対して私どもができることというのは、この入札に申し込むにとどまる内容が業者側にあったとすれば、その要因を、どういう状</p>

<p>川口委員</p>	<p>況であったのかというものを分析して見ていくことが必要なのかなとも思っております。</p> <p>おっしゃるとおり、実態を客観的にデータで見て、評価して、何か改革、何か見直す必要があれば、そこから見えてくるものを対応するということは恐らく必要になるだろうなと。</p> <p>それで、今回選ばれたのが100%に近いようなものが結構多いので、競争性をどう担保するかというのは、一般競争入札だから競争性が担保されているというだけでは恐らくないということで、こういう会があるんだと思うので、そういう客観的なデータに基づいた見直しみたいなものは必要があるのかなというふうには思いました。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>いかがですか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>じゃ、1つ。今、落札率が高いというお話もあった中で、発注者側の積算に当たっては、この積算資料などを用いて積算などを組まれると思うんですけども、今こういった新型コロナウイルスの中で、資機材が高騰していたり搬入に時間がかかるなどしていて、市場価格と積算資料というのが必ずしもリンクしているかということ、乖離している部分もあると。そういったときに、市場価格の把握というのはどういうふうに行われていますか。例えば、対象事業者さんのほうから参考見積りなどを取るとかという手法もされているのかどうかというのをちょっとお聞きしたいんですけども。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>本件に限って言えば、そのようなことは実施はしておりませんが、当課におきましても、いろいろとこの資材、今ご質問ありました資材の調査が必要なものがあれば、見積りを取るなどして対応しておりますので、今後も本件に限らず、適宜そういった危惧されるような、資材価格に実際のいわゆるマニュアルと、あと市場が違うようなものがあれば積極的に</p>

石井委員	見積りを取る等、対応していきたいと思います。
川口委員	<p>分かりました。</p> <p>ちょっと関連することで、このリストの中に、今おっしゃったような市場で調達できる材料の価格調査委託というようなものも、業務委託としてはあるんじゃないかと思うんですけども、このリストの中には入っていますか。業者に、そういう資材の物価の変動状況というものを調査する業務委託というのがありますよね、そういうものって恐らくあるんじゃないかと。自分たちで、価格の変動が大きいものについては積算のときに聞くような、随時の場合もあるかと思えますけれども、調達材料の調査、価格の調査委託みたいなものがどこにあるかをちょっと、今特定していただく必要はないんですけれども、ございますよね。</p>
事務局	お手元にあるリストは、この対象期間に伴う工事、あと工事関連業務委託となっています。
川口委員	じゃ、それ以外のものの中に入っていますね。
事務局	この監視委員会のちょっと対象とはなっていないこともございます。
川口委員	<p>分かりました。</p> <p>そういう業務委託の中で反映するというのを適時的確にやっていたらっしゃるようであれば問題ないかなというふうには思います。</p>
福田委員長	<p>じゃ、私からも1点お聞きしてもよろしいでしょうか。</p> <p>まず、この案件は、入札参加者数が2者ということなんですけれども、実際には湯浅建設が辞退されたということで、事実上の金額札を入れられたのは輝建設1者のみということなんですけれども、この辞退されたタイミングというのは、何月何日ぐらいという感じなのでしょうか。</p>
事務局	こちらの15ページにございます入札期間、8月3日から8月5日がございます。この間に辞退の意思表示があった状況

<p>福田委員長</p>	<p>です。</p> <p>市のほうではお分かりになることではないのかなとも思うんですけども、この工事の一覧表のほうを拝見していますと、96番の工事が今回の工事になりまして、その下に97番の工事、同じ日に開札、契約している工事がございますが、こちらのほうは、96番の工事で辞退した湯浅建設が落札しているということで、客観的に見ると、譲り合っているんじゃないかというふうにもちょっと見えるんですけども、例えば97番の工事のほうをちょっと事前にお伺いしておりませんでしたので分からないんですけども、こちら、輝建設は入札参加しているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>すみません、今、資料がありませんので。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>すみません、抽出案件じゃないと分からないかもしれませんね。</p>
<p>事務局</p>	<p>ええ。ここにちょっとそのデータは、入札結果はありませんが。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>これは会社側の判断というふうに理解されているところなんでしょうか、それとも。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>当課としましては、辞退届によりますと、会社都合のためと記載がございまして、それ以外のものというのはいません。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>同じ日に開札になっている事案でして、1者辞退なので、分け合っているようにもちょっと見えますので。事情を聞いたりとかということはないんですかね。</p>
<p>街づくり課</p>	<p>特に行っておりません、はい。</p>
<p>川口委員</p>	<p>この入札というのは、郵送での入札になるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>電子入札になります。</p>
<p>川口委員</p>	<p>電子入札ですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>川口委員</p>	<p>そうすると、業者にとっては誰が参加しているかが分から</p>

ない状況であることは前提なんですね。そうすると、こちらから公表しない限りは、競争性というものについては、競争が、業者としては働いていると思って入札するんだと思うんですけれども、2つあって、今回このようなものを抽出するときに、委員長がおっしゃったような、同日で同じような業種で、しかも辞退した会社が同じ日に別の工事を落札しているような案件があるとしたら、両方指定していただくことってできないのでしょうか、サンプルとして出すときにですね。そうであれば、もう入札結果調書はこういう形で1者、1つの案件は見られるわけですね、我々は。もう一つのほう、輝のほうに参加した案件の入札結果調書が出てくればすぐ分かることなので、これは抽出するときにそのような方針で抽出していただくことが必要になるかなというふうに思います、方法論として。というのが1点目です。

2点目で終わりですけれども、これは入札のルールだとは思いますが、落札した業者が、これは事実上、1者入札になっていると。その場合に、1者であっても複数であっても、落札した両者の札入れした金額に対応した見積りという積算書はもらっていらっしゃると思ってよろしいですか。

事務局

はい、入札内訳書は。

川口委員

入札内訳書の分析をすることによって、何か皆さんの設計の構成、構造と対比しながら分析されることってあるのでしょうか。直工費、直接工事費、材料費とか間接費とか、そういうものの内訳ごとに、切り抜きで業者は知ることができるわけですね。そこに積算システムで金額を市場価格と勘案して入れていって、会社の入札金額、札入れ金額にするんだと思うんですけれども、その内訳をもらっているということは、その自分たちの積算と分析しながら、何か見えてくるものがあるんじゃないかなというふうにも。実務的にもやった

事務局	<p>ことあるんですけども、皆さん、そういう入手した情報を何か分析されているとしたら、どういう分析の仕方があるかをちょっと教えてもらいたいなど。特に落札率がもう100に近いところって、何らかのルールをもって、そういう分析をする必要はあるんじゃないかなと思うんですよね、客観的なデータがあるんだったら。いかがでしょう。</p> <p>まず最初の抽出事案、それに伴う同日の中であった案件の状況を踏まえて、抽出事案に関連するものとして、この審査会に参考資料的なものになりますか、そういったところでお示しするというのは、委員の方から、皆様から検討材料の一つだということであれば、そこのところは検討していきたいかなとは思いますが。</p>
福田委員長	<p>この点は、前は事前質問で出しておりましたので、今回この場でということでしたので、事前に出しておけば、ちょっとご準備いただけたかなというところもあります。</p>
事務局	<p>抽出の方法については、委員のほうで抽出していますので、検討の余地というものはあるかと思っております。</p> <p>もう一つの内訳書については、出てきた内訳書の、私どもとしては中身の検算と申しますか、その数字の整合性ですね、主に検算を入れた中で、または書くべきものがきちんと書かれた内訳になっているかというところを踏まえて確認しているというところです。</p>
川口委員	<p>なるほど。実際に積み上がりが正確であるかという正確性だけではなく、皆さんの工事発注のときの設計書のいろんな直公費というか間接経費や、そういう構成の割合との比較だけではなく、何か調達する労務費とか材料費とかの金額の違いというものについて、当該会社の強みとか弱みとか調達の方法によって違うと思うので、そういうところの分析というものが大変重要になるんじゃないかと思うんです。それが競争性に反映しているかどうかというところの詳細になり得る</p>

	<p>と思うんですね。それは会社の仕入れの力だと思うんです、営業力というところのですね。それが入札の競争力に反映するんだと思うので、そういうところの正確性もそうなんですけれども、形式的な分析だけではなく、その会社の競争力、力がどこにあるかというところの、それが落札率に反映しているのかどうかというところの分析は、個人的には大変重要だろうなと思いますという意見です。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>では、続きまして、抽出事案の2番目について、ご説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(審議案件2について資料を基に説明)</p> <p>17ページになります。</p> <p>こちらも工事の一般競争入札で、件名は「松戸市立松ヶ丘保育所給排水管改修工事」、種別は管工事になります。</p> <p>資格要件につきましては管Aランク、市内本店、過去10年以内の公共工事で管工事の元請施工実績、この要件に対し見込まれる対象事業者数は22者、入札参加者数1者。</p> <p>金額になります。予定価格は1,529万円、最低制限価格を設定しており1,402万600円、契約金額は1,523万5,000円、落札率は99.64%です。</p> <p>以上になります。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、本件につきまして、ご質問ございますでしょうか。</p> <p>では、私からよろしいでしょうか。</p> <p>先ほどからも出ているところですがけれども、対象事業者数が22者の中で1者のみの入札ということで、増やす要因、あるいは本件について1者しか応札がないという状況というのを市で把握していることがあれば教えていただきたいと思います。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>この案件については、この同じ日でほかに3件、合わせて4件の入札がございまして、管工事ですね。それで、最初の</p>

一覧表でいきますと、4ページの下の方の121番と124番、めくって次のページ、本案件の125番、126番の4件が管工事で同じ日に開札がありました。ここの参加者を見ますと、重複がありませんでした。同じ日に公表されて入札を行うんですが、近年、業者さんのほうも取りたい入札に絞って、あれもこれも応札するよりは、取りたいのを割と絞っていく中で、今案件についてはたまたま1者しかなかったんですが、同日のほかの入札では3者、2者という案件もございますので、この当日の入札が4本になったことによって、業者さんが分散されたというふうに考えております。

福田委員長

ありがとうございます。

川口委員

じゃ、追加で。今のお答えの中で、そのように分析されているということについて、一つ一つ、事後的に調査するわけではないんじゃないかとは思いますが、特徴的な、そのようなものについては抽出して、業者さんに参加をしなかった理由とか、参加した理由とか、そういうものを推定されていることを確かめるような直接の調査、またはアンケートみたいなものは、年間に一回、または何年かに一回やるようなものなんでしょうか。

建築保全課

公式なものというか、まずは入札、契約した後に、業者さんに基本的に聞き取りをしています。落札者は、ほかに何者入札したかというのを知らない状態なので、特にこちらも話はしないんですが、落札率が高めというのがありますので、その辺の金額の話とか、あと管工事であれば管工事組合という市内の組合がありまして、そこに年に数回ヒアリングを行いまして状況を確認しながら行っていますが、参加する中で、技術者を選任しなきゃいけないというところで、会社ごとに技術者の数が違います。年間の工事予定は公表されていますので、その中で各社が取りたい工事を狙って、そこに技術者を温存しながら計画を立てて参加している状況が見られ

<p>川口委員</p>	<p>ということになります。</p> <p>追加で。そうしますと、この参加者数を増やすための取組というのは、今のような聞き取りで分析しながら出た結果についてや、または組合等の何か話をしながら、入札参加者数を増やす工夫なり取組というのは、具体的にどのようにやっていращやるか。</p>
<p>建築保全課</p>	<p>組合には、一般的なこととして、どんどん参加してくださいという要望はこちらから出しています。</p> <p>組合のほうは、組合に参加している会社はそのアナウンスをして、毎週金曜日、公表がホームページに載りますので、その辺を周知して、こちらでも業者とヒアリングする中で、どの業者もホームページに金曜日に載ることは知ってしまして、毎週チェックしていることは確認していますので、地域要件で松戸市、指定して22者参加していますが、全く興味なくて見ないということはないと思っています。</p> <p>ただ、22者全てが、じゃ、松戸市を必ず入札参加するかというと、会社の事情もあるのかどうか分からないですけども、やっぱり松戸市を得意としてよく参加する会社もあれば、年に一、二回しか参加しない業者もそれぞれありまして、ヒアリングの中では、松戸市も仕事するけれども、県の仕事も取りたいよとか、URとかの工事結構、市内にURありますので、そっちも取りたいという中で、登録はしているけれども、そこまで松戸市に毎回というのは、正直な話として業者さんによって違いがあります。</p>
<p>川口委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>行政区画の単位が前提に、市内本店があるところということではございますけれども、今のように県の場合とか、または国のURの場合の発注工事等に参加する、もう事前に予定があるわけで、見えるわけだから予定を立てられるんだと思うんですけども、市内以外の、その周辺の部分の業者を取</p>

	<p>り込むというわけにはいかないんですね。工事の場所によっては、北であったり南であったり、東西南北、隣の市の業者のほうが近い場合もあり得ると思うんですけれども、そういう行政区画の市内本店というような制限をされているところの枠というものを、少し試しに外してみるというわけにはいかないんですね。</p>
事務局	<p>そこは地域要件の拡大のお話になりますか。</p>
川口委員	<p>そうです。</p>
事務局	<p>確かに地域要件につきましては、市内本店というものは、市内業者というものは主として置いているところはございます。やっぱり市内業者が工事の難易度に対して適正に確実に施工する能力を持っていて、一定の入札参加見込み業者数が確保される場合には、市内本店を地域要件とします。そのことが満たされない要因があれば、要件は緩和し、市外へと広めていくという運用をしております。</p>
川口委員	<p>5番目の案件なんかは造園ですけれども、やっぱり工種によって違うんだろうなと。しかも、工事じゃなくて委託なので若干違うのかもしれないんですけれども、3,000万の案件ですが地域要件なしというところは、原則、基本的には市内要件があるんだけれども、拡大されているのかなというふうにも思ったりもするんですが、工種によって違うんでしょうか。</p>
事務局	<p>今おっしゃられた5番目は、工事関連委託になりますので、ちょっと工事そのものと工事関連委託はまたちょっと性質が違いますので。</p>
川口委員	<p>分けていらっしゃるという、ルールがあるという。</p>
事務局	<p>ええ。考え方というのは、入札参加資格要件は事業課で設定しているところではございますが、主に工事のところですよ、やはり工事につきましては社会資本の整備、また災害応急復旧等のことにも関わってきますので、そういった観点か</p>

川口委員	<p>らすると、市内業者に健全発展していただいてもらいたいというところも意図としてはございますので、主に考える中心が市内業者から始まるというところがございます。</p> <p>様々な公の追求すべき目標というものは、おっしゃるのも重要であると。もう一方で、競争性を担保するという要請もあると。そのときに、この落札率が、これだけを挙げているわけではないと思うんですけれども、サンプルで挙げている。それをどう担保するかという手段として、そっちもやっぱり考慮しなきゃいけない面があると、バランスを取らないと行けないと。そういうときの一つの原則は原則、例外として考えなきゃいけないのは、所管課が判断していいものなんでしょうか。契約課がルールをもう原則は決めているんですけども、その裁量、ルールの中で裁量権は所管が持っていらっしゃると思ってよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、その形になりますね。私どものほうで制度といいますか、運用、枠組みを整えた上で、実際、工事の品質確保という最終的な目的の中で、発注の在り方というものを事業課が考えて、資格要検討も設定しているというわけです。</p>
川口委員	<p>分かりました。</p> <p>そうであれば、この案件について所管課は、そのような市内要件をどうするかという判断、この落札率を見たときに、どう判断されるかはちょっとお教えいただきたいなと思います。</p>
建築保全課	<p>今回の保育所の給排水管改修工事、この工事であれば、こちらで設計書を積算しまして、それを設計図と併せて参加業者に配布しています。一方で業者さんのほうは、その設計書を参考に、単価というのがもう市販されている本で分かります。経費とかの計算方法も、松戸市は国交省の基準でやっておりますので、その本も市販されている。それで、こちらの設計するやり方が、基本的に全て業者さんも知り得る状態に</p>

ありますので、丁寧に積算していけば、基本的にはこちらと同じ設計金額は出せます。

それで、先ほど強み、仕入れ値の話がありましたが、それが大きな機械を購入するとか、そういうところでは仕入れ値が生きてくるんですけれども、今回は給排水管の改修だけで、塩ビ管を地面に埋めるみたいなイメージなんですけど、そうすると、材料費というのはほとんどなくて、ほとんど労務費のところになってきますと、その仕入れの強みがそんなに大きくは金額に反映されていないものと考えていまして、基本は大分設計金額に近いものが業者さんのほうでも積算できるため落札率が高くなっている、高くなりやすい工事の内容だと思っています。

ですので、今回たまたま1者で落札率高いんですが、それが直ちに適切ではないというふうには、こちらとしては考えておりません。

川口委員

私も経験上、そう思います。特に設備工事とか、この手の工事は、やっぱり市場の単価というものが大体同じぐらいなので、皆さんが設計する予定価格に近づくんだろうと思います。ただ、競争性の面で見るときに、どう競争性を担保するかという工夫が、この工種にしても金額的にも、それほど大きいものではない。これを抽出された意図は何だろうかと逆に思ったりして、業者の積算能力からいったら近づくものであると。ただ、こういう工種以外で、例えば造園とか公園の工事だと、下水道もそうだと思いますけれども、下水関係ですか、最低制限価格に張りついてくじ引きになることって多いですよ。逆に言うと、そこまで積算の精度が上がっている業者の業種があるというところが見えるんですけれども、そうでないものについて、どう対応されるかというのが、これが適正であるんだろうとは思いますが、結果として、競争入札であればですね、100%に近かったとしても。何

か工夫をしなきゃいけないんじゃないかという議論が必ず入るときに、この案件をなぜ選ぶんだろうとか思ったりもするんですが。

こんなことを言っちゃいけないですけども、そうであるんだったら、競争性を担保するんだったら最初から予定価格を公表しておいて、それで最低制限価格は大体計算すれば出てくるので、競争性がどうしても取りたいんだったら下げますよね、競争心理としては。そうであるんだったら、そっちにすれば、最低制限価格に予定価格を公表されるんだったら、最低制限価格を一定の方式に基づいて推定して、その金額で札入れするから、この案件に限らず、相当落ちるんじゃないかなと思って、このリストを見ていて思うんですけども、抽出された案件だけではなくですね。そういうルールにはなっていないんですよね、今。

事務局

すみません、ご説明不足なところもあるんですけども、松戸市は予定価格、一般競争入札の場合、事前公表をしています。また、最低制限価格や低入札価格調査制度に伴う、そういう計算式は併せて公表しております。ですので、業者としては、予定価格等を参考に算出することはできるのかなと。

川口委員

なるほど、分かりました。

そうであれば、ちょっと今回6件抽出されたものの1件目のページを見ても、ほかのページを見ても、道路維持工事とか下水道整備工事って最低制限価格に張りついていますよね。もうぴったり合っているのが何件もあると。それ以外は100%に近いものがいっぱいあるという感じなんですよ。そういう下水や道路の維持工事は、もう本当に低く、業者はくじ引きでもいいからという感じで入れているような感じなんですけれども。または公園とかは逆ですね、100%に近くなっているものが多いなどですね。その業種別の分析の結果、分析

の何らかの知見みたいなものがあるんだったら、今日ではなくてもいいので、その傾向をどう分析しているかをお教えいただきたいなというふうに思います。

今回抽出された案件では、なかなかそれが議論できないんですけれども、それ以外を見ると、もう明らかにそのような傾向が見えました。それはもうデータを分析すると、すぐに出てくるんじゃないかと思うんです、電子ベースでですね。なので、それを契約課さんがやるかどうかというものはありますけれども、所管課さんで、抽出されたものについて特徴的なものを抽出されれば、その個別案件で聞くことはできるんだらうと思うんですけれども、今回は100%に近いものを対象に、今回というか、いつもそうかと思いますが、そういう何らかの情報が漏れていないかとか、そういうものの危険性がないかということで選んでいらっしゃるんだと思うんですけれども、逆に見て、そうではない案件の競争性と何が違うかを比較できるような分析があるとうれしいなというふうに思います。

事務局

委員の皆様には抽出案件ということでお願いしている状況ですけれども、この抽出した案件が、それを例にしてどういう入札状況だったのかというものをご審議いただいて、ご意見いただいているところがございます。ですので、そういった観点で、当該案件中心にはなりますけれども、今おっしゃっていただいたような視点を持って、お応えできるようには見ていきたいと思っております。

川口委員

ありがとうございました。

福田委員長

また次回の抽出案件は川口委員ということで冒頭で決めさせていただきましたので、また新たな切り口で抽出していただくこと可能と思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

石井委員

競争性とかという、その入札に参加するに当たり、先ほど

担当課の方から、同時期に管工事が4本出ていたと。それをどれを選ぶかというのは事業者様のほうの自由ではあるんですけども、同じ資格要件の中で、例えばこの発注時期が10月1日から3月17日、下半期になると、技術者の確保というのがすごく大事になってくると思うんですよね。松戸市さんにおかれては、兼務とかというのを緩和しますよというのを4月からやられているんだと思うんですけども、そういった中で、そうはいつでも、やっぱり事業者の規模が小さければ技術者を確保している人数も少ないので、やっぱり同じ市で4課で同時期に発注となると、取り合いみたいになったりとかする場合もあるじゃないですか。ましてや、その対象事業者さんが県とかURのほうにもしているとしたら、やっぱり受けてくれるかどうか分からない、不調になっちゃうかもしれないという中で、資格要件の拡大とか、例えばその市の中で発注時期をずらすとか、そういった何か工夫とかというのは検討されたりはしていますか。

建築保全課

資格要件で言えば、現場代理人の兼任の数を、今まで2つ現場を3者に増やすとか、あとは平準化、工事の中で全体でできるだけならすような発注を、ならす形で取り組んでいるところです。

今回、4件発注になりましたが、こちらの手続の中で、決裁を進めていく中で、公表は金曜日になっているところで集まって発注しましたが、年間の予定を公表していますので、それを細かい単位で1週、2週ずれたからといって、その参加が何か変わるというところまではいかないのかなと考えておきまして、平準化も取り組んでいるところではあります。それが、じゃ、今の段階で、この管工事とかで全てが平準化されているかというところ、そうでもないというところで、今後の課題になると思っています。

石井委員

その対象事業者さんが22者いる中で、今回1者手を挙げて

	<p>くれたので、入札としては手続が可能になったんですけれども、こういった方がいなければ不調になる可能性もあるじゃないですか。そうすると、もう一度再積算をするなり再発注となると、発注者側の手持ち的にも日数的にもかかると思うので、だからそこら辺が拡大とかされれば多くの方が、もっと事業対象者数が増えれば、何かそういった不調不落の対策にもなるのかなと思ったんですけれども、そこら辺はどうですか。</p> <p>1者だと、やっぱり不調になったらというリスクはこちらとしてもあります。実際毎年何件か、建築保全課で担当する工事でも不調はありまして、そうすると、再入札でまた発注、契約が1か月とか延びてしまいますので、そうすると、本来やりたい時期に工事ができないというところがありますので、それもあって定期的に管工事組合とか、そういう業界団体にはアナウンスをしているところです。</p> <p>ただ、参加を強制できないというか、昔であれば指名競争入札で、こちらから一方的に全者に指名するとか、何者に指名するというのができたんですが、今は業者さんの自由意志で申し込んでいただいていますので、年間の工事予定を含めて、そういうアナウンスをすることで、できるだけ参加してほしいという思いは発注者側にもあります。なかなか難しいところだと思っています。</p>
建築保全課	<p>1者だと、やっぱり不調になったらというリスクはこちらとしてもあります。実際毎年何件か、建築保全課で担当する工事でも不調はありまして、そうすると、再入札でまた発注、契約が1か月とか延びてしまいますので、そうすると、本来やりたい時期に工事ができないというところがありますので、それもあって定期的に管工事組合とか、そういう業界団体にはアナウンスをしているところです。</p>
石井委員	<p>ただ、参加を強制できないというか、昔であれば指名競争入札で、こちらから一方的に全者に指名するとか、何者に指名するというのができたんですが、今は業者さんの自由意志で申し込んでいただいていますので、年間の工事予定を含めて、そういうアナウンスをすることで、できるだけ参加してほしいという思いは発注者側にもあります。なかなか難しいところだと思っています。</p>
建築保全課	<p>努力をされているということですかね。</p>
石井委員	<p>はい。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>では、2件目の案件については、これで終了でよろしいでしょうか。</p>
福田委員長	<p>(「はい」の声あり)</p>
事務局	<p>続きまして、3件目のご説明をお願いいたします。 (審議案件3について資料を基に説明)</p>

福田委員長	<p>3件目の案件、こちらは工事の一般競争入札ですが、総合評価方式によるものになります。</p> <p>件名は「小金原公園再整備工事（Ⅱ期）」、種別は造園工事。</p> <p>入札参加資格要件は造園Aランク、市内本店、過去10年以内公共工事で造園工事の元請施工実績となっております。この要件に対し見込まれる対象事業者数は11者、入札参加者数2者。</p> <p>予定価格は1億1,739万2,000円、こちらは低入札価格調査制度の対象となっております。調査基準価格は1億698万1,600円、失格基準価格は7,925万8,300円になります。契約金額は1億1,387万2,000円、落札率は97%になります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p>
川口委員	<p>では、3件目について、ご質疑をお願いいたします。</p> <p>造園工事というのは一般的に、さっきの下水道の整備とか道路の維持工事と違って、高めになるような傾向が他の団体でも多いんですけれども、11者、対象になる者が載っていると。それに対して2者しか出てこないというのは、結果としてそうだったんだろうと思いますけれども、何らかの、こういうものについては総合評価方式で低入札価格方式、調査基準価格設定されたり、失格基準価格設定されるような大きい工事だろうと思いますけれども、サウンディングは当然されるんですよね、恐らく。当然と言っちゃいけない、するような案件なのでしょうか、これは、積極的に。公告をやっていますから、どうぞ自由に見てくださいねということ以外にです。</p>
公園緑地課	<p>いや、特段、こちらから働きかけはしていません。</p>
川口委員	<p>なるほど。そうすると、2者参加されていて、その2者の状況というものが総合評価方式の結果の中で示されているん</p>

	<p>ですが、一度手を挙げて辞退されたらと、参加するということを表明されたんだけど、辞退されたらと。この辞退の理由というのは基本的に会社の都合ということで通るんだと、ルールとしてはそれ以上聞かないんだと思うんですけども、手を挙げて辞退するという事は、こういう案件について、意思決定として、会社として、参加したいと一旦は考えたんだけど、辞退するという事は、何か推定される理由というのはありますでしょうか。</p>
公園緑地課	<p>そうですね、先ほどの案件でもちょっと話が出たんですけども、松戸市の工事だけではなくて、県とかURの工事を市内の造園業者さんも受注されている会社さんが多いという中で、他の自治体であったりというところの工事が受注ができて、技術者をそっちに配置しなきゃいけないという事態が発生した場合は、当然こちらの案件については技術者の配置ができないということから、辞退をされるというケースは想定されるのかなと思います。</p>
川口委員	<p>じゃ、そういう一般的に、私もそれに納得するんですけども、2点あって、実際、じゃ、この会社というのはそういう案件で参加しているかどうかという情報は持っていらっしやるんでしょうかというのが1点目。一般的にそうだなとは思いますが。</p>
公園緑地課	<p>ちょっと他の自治体の入札結果までは、正直確認はしていないところなんですけれども、この後に発注された市の、公園緑地課から発注している工事を何件か受注しているというのは実際あります。</p>
川口委員	<p>そうすると、2点目ですけども、工事に関しては、今、フレックス制とか、フレックス制と言っていいんですかね、工事の時期、期間内で、どの時期に集中するかというのはフレックス、柔軟に対応できる制度というものが一般的に広がっているじゃないですか。そういうものの対象に全てなって</p>

	<p>いると思ってよろしいのでしょうか。そうすると、逆に受注者側にとっては工事がある程度は自分たちの都合で人を集めたりとか、資材の調達とか、ある程度、または下請の状況も調整もしやすくなるんじゃないかと思うんですけども、そういう制度の対象になっているのでしょうか。</p>
公園緑地課	<p>特に対象にはなっていませんね。</p>
川口委員	<p>そうすると、そういう制度があるなしによって、受注者側の行動って変わるか変わらないか、所管としてはどう思われますか。</p>
事務局	<p>フレックス工期制度の制度自体の枠組みはございます。松戸市でも要綱を制定して。</p>
石井委員	<p>参考までにちょっとお聞きしたいんですけども、この工事、第2期ということなんですけれども、第1期というのは、その工期がずれているのか、施工区間をずらしているのかという、どちらになるんですか。</p>
公園緑地課	<p>施工区間が1期は北側、2期は主に南側の。</p>
石井委員	<p>同時期にやられているということ。</p>
公園緑地課	<p>はい。工事場所は同じ園内でずれています。</p>
石井委員	<p>ちなみに、1期のほうの応札者って何者ぐらいいらっしゃるんですか。</p>
公園緑地課	<p>あのときは3者で、1者辞退して2者で金額入れて。</p>
石井委員	<p>要件は同じ。</p>
公園緑地課	<p>要件は同じですね。</p>
福田委員長	<p>私からもよろしいでしょうか。</p> <p>これは総合評価方式を採用されたということで、金額だけではなくて、公園利用者に対する安全確保の観点から高度な技術力を要するというので、総合評価方式を採用されているところなんですけれども、この早い時期で辞退してしまうと、結局1者のみということになると、総合評価方式を採用する意味合いというのは薄れてしまうようにも思えるんですけれど</p>

<p>公園緑地課</p>	<p>ども、このような場合に参加者を見直すというようなことは検討の余地はないのでしょうか。</p> <p>11者、一応、見込み業者があるということで、市内の中で11者確保できるということであれば、市外ですとか県外とかに広げていく前に、一般的な数は見込めているのかなということだったんですけれども、ちょっと今回の結果も踏まえて、今後応札者の数を増やすことも考えなきゃいけないのかなとは思いますが。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>今日のほうの案件もそうですけれども、特に総合評価方式を採用しているのに、結局1者で、もうここしかないということになると、価格の妥当性だけで決まってしまうということになりますので、要件を満たしているというのは検証することはできると思うのですが、総合的な技術力の高さを評価するという入札の趣旨が生かせないように思えますので。総合評価方式を採用するという場合には、やっぱり応札者を増やす工夫を一層していただいたほうがいいかなと思いました。</p>
<p>福田委員長 事務局</p>	<p>では、3件目、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>では、4件目のご説明をお願いいたします。 (審議案件4について資料を基に説明)</p> <p>4件目でございます。</p> <p>工事の、こちらは随意契約になります。</p> <p>件名は「和名ヶ谷クリーンセンター定期整備工事」、種別としては清掃施設の工事になります。</p> <p>随意契約理由は22ページに書かせていただいておりますが、主なところでお伝えしますと、施設を建設した日立造船株式会社の知的財産に位置づけられ、日立造船株式会社のみが詳細な図面は保有しているという点。また、当該整備工事に当たって、設備トラブルによる焼却停止リスクを最小化に</p>

	<p>すべく、より一層、適正で確実な整備が必要であると同時に、最短工期で実施することが求められている。工事の長期化は許容されない状況であるという点から考えてのことです。</p> <p>予定価格は、この案件、1億4,993万円、契約金額は1億4,960万円、落札率が99.78%となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>この件について、ご質疑いかがでしょうか。</p>
<p>川口委員</p>	<p>別紙のところは随契理由ということで、受注施工例の代表箇所の具体的な事例だと思いますけれども、1点目は、ストーカー式の焼却炉で、設置会社であることなので、読めば、そうだなというふうに思うような一般的な理由だろうと思います。</p>
	<p>他の団体で、異なる、設置会社とは別の会社を選んだ事例みたいなものがあるのかどうか、その場合に、設置会社のいろんな特許情報まであるかどうかあれなんですけれども、様々な部品の情報とか、そういうオーバーホール関係が円滑にいくための設置会社の情報開示みたいなものについて、何らかの整備をしておかないと、整備がない限りは随契にならないだろうと、入札にならないだろうと思われるんですけども、そういう事例をお持ちでしょうか。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>一応、県内の他市等でも同じような整備はしておりますので調査をしておりますが、やはり入札をしているところはあまりなくて、調査できる範囲では随契ということになっております。</p>
<p>川口委員</p>	<p>他の都道府県の事例はご存じはないですか。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>それで、あと定期整備というものと、あと大きな大規模な工事というものも、二十何年たちますとやっている自治体がありまして、そういったところの案件を見ましても、基本的には随意契約というのが多くて、入札を実施しているところ</p>

<p>川口委員</p>	<p>も一部あったりはするんですが、結局1者しか応札に来ないというような状況でございます。</p> <p>それをちょっと踏まえて、今回の案件というのはどうしても高止まりする傾向が高い案件だろうと思うんです。その場合に、予定価格の設計、基礎になる設計というのは、そもそもが予算がないと設計が組めないですよ。予算の編成の段階で、この業者さんに参考見積りとか、そういうものってどのように取っていらっしゃる。または、情報の入手というのはどのように取っていらっしゃるかお教えいただきたいということと、その予算額と設計額というのはどの程度一致しているのかをちょっと、ご存じの範囲でお教えいただきたい。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>まず、来年度とかの予算を積算する上において、業者から来年度整備したい項目というものをこちらでもリストアップしますので、見積りのほうは徴取しております。やはりこちらとしては予防保全的な項目もありますので、予算としてはこの契約金額よりも多い金額で要求はしておりますが、予算の査定の段階でこの金額になりますので、その金額に合わせて、こちらのほうで仕様を変更して、実際には契約に臨むような形になっています。</p>
<p>川口委員</p>	<p>その査定された、財政当局の査定された最終予算に関しては、情報は漏洩しないことは前提であろうと思うんですけれども、それはそれでよろしいですね。漏洩という言い方がちょっときついですけれども、情報を何らかの単価、査定されたところに応じて、どこかを設計を変えなきゃいけないかもしれない。そこのところの設置業者との設計金額の妥当性について、一部それを見積りと違った金額にする場合の何らかの調査なり情報交換というのはやられるのでしょうか。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>基本的には見積書においても、詳細な工種、設備ごとにもらいますので、それでこちらのほうである程度選別をしまして査定をするので、再度というのはあまりしなくても大丈夫</p>

<p>川口委員</p>	<p>な形です。</p> <p>なるほど、分かりました。</p> <p>予算のときの情報を、参考見積りを取るときの内容、取った結果の設備ごとの取替え部品とか、また労務費については、この業者以外の情報というものについて何らかの比較情報で予算の内容、財政当局に出す前の段階で担当課のほうで、そのような擬似的な市場比較みたいなものってやられますか。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>基本的にはちょっと難しいところが多くて、どうしてもこのメーカー独自の部品というものが多いたところがありますので、市場価格というものが現実にはないような形になってしまうのかなと考えておりますが、この工事とは別ですけれども、ほかの資材等をこちらの担当課で購入したりすることがありますので、この現在のコロナ禍における資材の高騰とか、そういった値上がり率とか労務単価、ほかの修繕における労務単価の状況といったものは考慮してはおります。</p>
<p>川口委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>この点は私もお伺いしたいところでした。随意契約の中から1件抽出するということですので、これは定期的にありますし、金額も多いところですので対象になって、随意契約をするということについては了承しているところですが、1者ということですので、やっぱり価格についてはまあまあいいようではありますが、ある意味、言いなりというところもございますので、資材その他で時価等の情報も把握して、価格交渉力を持っていただければというふうには思っております。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>石井委員</p>	<p>本工事名が「定期整備工事」という、件名としてなっているんですけども、これってどのぐらいのスパンで。</p>

和名ヶ谷クリーンセンター 石井委員	1年ごとに基本的にはやっております。 じゃ、毎年やられる。
和名ヶ谷クリーンセンター 石井委員	毎年、はい。 そのほかに、メンテナンスの補修業務みたいなのは入っているんですか。
和名ヶ谷クリーンセンター 石井委員	あとは、半年に一度、焼却炉を止めまして、中の清掃をして、中の劣化状況等を判断したりするようなメンテナンスもしております。 それから、平成7年に稼働したということなんですけれども、この焼却施設というのは大体どのぐらいの耐用年数があるんですか。
和名ヶ谷クリーンセンター 石井委員	一般的には、何も大規模な修繕をしないと15年程度ぐらいで、高温で燃やしている焼却炉の中になりますので、劣化具合が進んでいくと15年程度と言われているんですが、その前に大規模な修繕工事というものを実施しまして、機能をまた建設当時程度に戻して耐用年数を増やすような工事を一般的には最近行っておりますので、25年以上、30年とか、そういったところが施設としてはあります。
和名ヶ谷クリーンセンター 川口委員	ありがとうございました。 もう一つだけいいですか。この随意契約というのは、こういう方式を取らざるを得ない部分が全国あるんだと思うんですけれども、この業者が設置されたプラントで、いろんな設備の毎年の整備だろうと思うんですけれども、5年とか10年でオーバーホールしたり、全部を取り替えたりとか、炉を取り替えて、ストーカー方式というのは他県もやっているかもしれないんですけれども、そういうことをおやりになるときに、業者が調達するその部品がいつの在庫であるかによって価格が違うと思うんですね。今は物価高騰なので、輸入材料とか、そういうものの影響を受けやすいんですけれども、皆さんが積算するときの単価というものは、これは市場価格で

和名ヶ谷クリーンセンター	<p>出てくるものではないと思うので、個別のそういう、この業者が持っている在庫状況によるんだと思うので、そういう何か相手方に対して、いつの在庫を持っているかというような調査とかされますか。それは単価に関わることになるかもしれないなと思うんですね。</p> <p>そうですね、在庫調査のほうはちょっとしたことがないというのが現状でして、その設計段階での単価を参考にしているという。</p>
川口委員	<p>設計段階の単価を、いろんな設備、部品等の調達状況、向こうもジャストインシステムじゃなければその場で調達するんでしょうけれども、そんなことはあり得ないですよ。あり得ないというか、全てがそうとは思えないので。それは単価に関わることだろうと思うので、そこはもう随意契約であっても、単価の把握の努力って、そこはやらないといけないうのかなというふうにもいつも思うんですが、どうでしょうか。ちょっと見解を聞かせていただきたい。</p>
和名ヶ谷クリーンセンター	<p>そうですね、今後検討はしてみたいと思います。</p>
川口委員	<p>以上です。</p>
福田委員長	<p>よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」の声あり)</p>
福田委員長	<p>では、4件目を終わりました、5件目のご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(審議案件5について資料を基に説明)</p> <p>5件目になります。</p> <p>こちらからは工事関連業務委託のほうになります。</p> <p>一般競争入札になります。</p> <p>件名は「新松戸中央公園再整備計画設計業務委託」、種別は土木：造園になります。</p> <p>入札参加資格要件の概要です。土木「造園」に登録していること、地域要件はなし、実績要件が過去10年以内に国また</p>

	<p>は地方公共団体発注の公園設計業務の履行実績、この要件に対し見込まれる対象業者数259者、入札参加者数は14者となっております。</p> <p>予定価格は3,159万2,000円、最低制限価格を設定しており、2,507万8,900円、契約金額は3,135万円です。落札率が99.23%となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
福田委員長	<p>ありがとうございます。</p>
川口委員	<p>ご質疑お願いします。</p> <p>2点よろしいでしょうか。</p>
	<p>工事とは違って、この工事関連の設計業務委託ということだろうと思うんです、それで認識していますが、これは予定価格は事前に公表されるんでしょうかというのが1点目でございます。</p> <p>2点目は、最低制限価格の割合というのは工事と違って、金額的にも工種によっても8割以下になりますよね。これは一定の計算方式に当てはめられてやっぺらっぺらやるんだと思うんですけれども、やっぱり工事なんかは9割ぐらい、10%ぐらいの差がないんですけれども、今回20%ぐらいなんですけれども、この差というのは一般的なルールに基づいて算定されているんだろうとは思いますが、確認だけでもちょっとしたいと思います。</p>
事務局	<p>以上2点、お願いします。</p> <p>こちらにおきましても、予定価格は事前公表しています。</p> <p>最低制限価格のほうは公告のほうで、その算出式、工事同様、書いております。</p>
福田委員長	<p>ちょっと、むしろ単純なことなんですけれども、これは入札価格が、14者いて2,200万円台の札を入れているところと2,800万円台の札を入れているところで、中間というのがなくて大きく分かれているんですけれども、2,200万円の札を入れ</p>

公園緑地課	<p>て失格になったところというのは、何か見積り方法とか設計の内容等で勘違いというか、誤解するような要素があったりするんでしょうか。聞いていらっしゃいますか。</p> <p>そうですね、本委託におきましては、設計業務と測量業務が含まれていまして、それぞれ市販されています基準書に基づいて積算のほうを行っております。これらの基準書の歩掛かりを用いますと、ある程度高い精度で予定価格というのは算出することができまして、あとは本件、一般競争入札において地域要件なしとして対象事業者数を広く設定しておりますので、落札するためにシビアな積算が必要とされるということで、結果、7者が最低制限価格を若干下回ってしまったものというふうに考えております。</p>
福田委員長	<p>そうですね、競争性の問題というのもありますけれども、札の幅が中間がなくてというところで、何か積算するときには考慮する項目等で差異があるとかということというのは考えられますでしょうか。</p>
公園緑地課	<p>そうですね、そこは入札に参加した業者によりまして、その会社の体制ですとか、あとはそういう財務状況といえますか、そういったものによって、技術者等の単価というのが、設定単価が異なってくると思うので、そちらのほうで入札に参加した業者によって違いが出てきているというふうに考えています。</p>
石井委員	<p>入札公告を見ると予定価格も分かるし、最低制限価格も算出できるというお話だったじゃないですか。ということは、それを下回る業者さんが7者もいるということは、分かった上でそれをやっているということなんですか。というか、下回っても受注できる可能性があるんですか。</p> <p>その調査基準価格じゃないけれども、調査をした上で、低いんだけど、やれるよとなったらやらせるんですか。</p>
公園緑地課	<p>いえ、そこは、公告としては予定価格は金額として、具体</p>

	<p>的な金額を記載のほうをされていてまして、あと最低制限価格については、その項目ごとに何割見込むとかということで、具体的な金額については明記されていません。それで、その算出の仕方、7者が細かい計算のところ、ちょっと違いといいますか、出てきているのかなというふうには考えています。</p>
<p>石井委員</p>	<p>最低制限価格の算出方法は明記されているけれども、本当にこの数字になるかどうかというのは、一からやってみないと分からない。</p>
<p>公園緑地課</p>	<p>そうですね。設計に関わる人件費ですとか、そういったものから何割という計算でいくと、全部設計を積算した場合に、そこが誤っていると、当然最低制限価格も変わってくるわけで、きわどいところを狙ってきているとは思いますが、それでも。</p>
<p>石井委員</p>	<p>業務実績を出したいとか、低い価格でもやれたらという思いがある業者さんもあると思うんですけども、先ほど委員長のほうからもあったように、価格より下がっている人たちの7者が、大体2,270万円台にみんな収まっちゃっているんで、何か同じ計算式でやらないとこうならないじゃないですか。多分、その入札公告の中の計算式でやった結果、これを出してきたんだとしたら、何かこう、みんなこうなっちゃうのかなみたいなことで不思議な部分もあるんですけども。</p>
<p>公園緑地課</p>	<p>ちょっと先ほどもお話ししたように、公園の設計に関しては、公園の規模とか、あと設計の難易度に合わせた形で、ある程度市販されている積算の資料を基に、精度の高い積算ができるような状態にはなっているので、近年、その設計書の開示請求なんかも結構頻度が高くなってきている関係で、事業者さんのほうも比較的設計の精度が上がっているというところ、1,000円とか2,000円とか、それぐらいの差のきわどいところを狙って入札をしてきているのかなというのは</p>

<p>川口委員</p>	<p>読み取れるかなと思います。</p> <p>じゃ、逆の見方をすると、この入札結果調書の1者から14者での傾向を見ると、大きく2つに分かれているという議論が今までやっていらっしゃいます。</p> <p>逆の見方をすると、予定価格は公表されているんだけど、最低制限価格は計算しないと出てこない。そこを狙っているという業者が2者目から9者目まであって、本気でこれを取りに来ているかもしれない。それで同額であれば、同額になっていないんですよ、どんなに精度が高くても。案件によっては同額になる案件って結構あるじゃないですか。でも、なっていないんですよ。それでなっていないくて、例えば9者目は1,000円の差で、1,000円だけ上げておけばここが取れたんですよ。逆に言うと、みんな最低制限価格に近いところを狙っていた業者が、2番目から9番目が失格になっていると、それ未満なので。逆に言うと、入札の効果として高止まりになっちゃっているから、もったいない案件という見方も、逆にするとあるんですよ。</p> <p>そうだとしたら、予定価格を公表するんだったら制限価格も公表すればいいじゃないかと思うんです。そうしたら、もうくじ引きになっちゃうじゃないですか。なぜそれをしないんだろうと思っちゃう。だって計算させて、結果として1,000円ぐらいの差で失格になって、松戸市としては、そういう方式の違いだけで、本当は600万ぐらいの差ですけども、結構大きいなと思うんですね、もったいないなと。だったら、最低制限価格を計算されるんじゃないくて、予定価格も公表するんだったら、金額を公表すればいいじゃないかと。入札の結果が残念だなと、逆の見方をすると。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>中間がなく、本当に。予定価格のほうに寄っている。</p>
<p>川口委員</p>	<p>高止まりのほうで決着していると、2者のほうで競争して。</p>

<p>福田委員長</p>	<p>最低に寄せて失格になってしまうという点で、確かに。あと1,000円のところで、600万円もったいなかったですね。</p>
<p>川口委員</p>	<p>そうなんです。だから、事務局の方がおっしゃった予定価格と最低制限価格も公表されているのかなというふうに聞いたんですけれども、どうもそうではなくて、計算しないと分からないということであるのが正しいんだったら、制度として、これは一所管課で決められることだったら決めればいいことで、そうではなくて、全庁的に決めなきゃいけないことであれば、最低制限価格も公表すれば、みんなここに入れて、くじ引きでオーケーですというんだったら、それは節約できていいんじゃないですかね、市側として。</p>
<p>契約課</p>	<p>そのご意見につきましては、私どもも近隣の自治体等の状況を、県内とか見ますと、確かに最低制限価格を公表しているところもあれば、私どもみたいに事後公表という状況もございます。それは自治体の経緯、経過の中で、特に、例えば以前談合と申しますか、そういったところの観点で何か問題があって、それで公表することが防止につながるこういったところで公表している自治体もある状況です。</p> <p>そういったところで、松戸市の今の状況、それは研究材料としては、事前公表の在り方というものも持ってはおります。しかしながら、一般的に言われる部分かもしれませんが、デメリットとして、要は見えているからこそ適切な積算を行わないで、入札を行った事業者が、もう最低制限価格に簡単に札入れしてしまうといったところとか、そこに真の技術力とか、そういったものが存在するかどうか。</p> <p>また、くじ引きに対しても、これもくじ引きも正当なる手続の中で行っているものですので、適正なものにはなりますけれども、くじ引きで決まること自体に競争性があるのかどうかという見方をする方々もおりますので、そういったところの観点からすると、今現状ちょっと、そうですね、公表に</p>

川口委員	<p>踏み切るかどうかというものは整理ついていないという状況です。</p> <p>よく分かりました。</p> <p>ただ、私は違った考え方を持っています。デメリットでおっしゃった適正な競争力というか、積算能力というのは、落札したところにちゃんと内訳を出させればいいと思うんですね、それで大丈夫だと思うんですよ。適正な積算力でありますし、しかも、くじ引きが悪いかといったら、そこを否定されているわけではないんですけれども、それを否定する人もいるというような言い方でやんわりと否定されているので、くじ引きは実は法に規定された適正なやり方じゃないですか。だったらそれを選ぶ、適正な積算を担保する形で、今も最低制限価格に張りついている案件っていっぱいあるわけですから、くじ引きやっていて、それが不適正だとは思わないんだったら、公表してもいいんじゃないかと。</p> <p>松戸市は以前、そういう談合とか、そういうものがなかったかもしれない、あったかもしれない、分からないですけれども、そうだとすると、他山の石として、またはこれを見たときに、やっぱりもったいないという感覚が普通に思うんだったら改革しないといけないんじゃないかと私は思います。</p> <p>以上です。意見です、ごめんなさい。</p>
福田委員長	<p>でも、分かりやすく出た事案かなということじゃないかと思ったので。</p>
川口委員	<p>さすが、これを選んだ価値があると。</p>
福田委員長	<p>では、次の案件のご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(審議案件6について資料を基に説明)</p> <p>6番目の案件になります。</p> <p>こちらは工事関連業務委託の随意契約になります。</p> <p>件名は「市道2地区385号擁壁設計業務委託」、種別は土木：道路でございます。</p>

	<p>随意契約理由は、28ページになります。</p> <p>主な点としては、設計業務内容及び現地状況を熟知しており、効率的に業務を遂行することで納期の短縮、事業費の削減を図ることができる当初設計の受託者と契約することが最も有利としてございます。</p> <p>こちらの予定価格は196万9,000円、契約金額も196万9,000円、落札率が100%でございます。</p> <p>以上です。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>では、ご質疑いかがでしょうか。</p>
<p>川口委員</p>	<p>随契理由が、これが決裁書の中に書いてある内容そのものなのかということが前提なんですけれども、いまいちちょっとこれだと分からなかったんですけれども、土地の所有者の土地利用計画が変更になったのでということが1つと、あとプレキャスト製品から現場打ちへと変更したという、そういう2点、大きくそれがあるのかなというふうに思うんですが、そういう理解でよろしいですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>川口委員</p>	<p>そうだとしたときに、この業者さんしかいないと、実際に1者で見積りを、見積り合わせじゃなくて何ていうんですかね、入札をしているということなんですけれども、この業者であることの理由というのは、その前の段階で何かそういうあれがあったんでしょうか。入札・見積り、見積りの聴取みたいなのは。変更前の段階であった。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>いえ、今回の業務は、昨年度に擁壁の設計というのをやっておりまして、通常こういった擁壁の設計業務を行う際は、現地踏査ですとか設計計画という、どうやって設計を進めていくかという計画ですとか、あと設計条件の確認といって、現場の条件に合った設計条件がどのようなものかというような確認を行ってから、構造計算を行ったり設計業務を進めることが必要になるんですけれども、今回に当たっては、その</p>

	<p>部分が当初設計を行っていただいた受託者さんのほうにやっていたことで、それらの作業が不要になるものですから、事業費及び事業期間というのがかなり短縮できるということで、松戸市のほうとしても有利になるので、この会社と契約させていただくということになりました。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>この案件については、昨年度、一旦設計としては完了している案件に対しまして、追加の設計をしないといけないという条件が、まずそもそもございます。だから、普通の設計変更であるとか、業務内での随契というものではなくて、完全に終わった後、新たに今年度という中で、昨年度やった事業者に対して、今説明したとおりの有利な点があることから、随契しているという形になっております。</p>
<p>川口委員</p>	<p>なるほど。2年同じ案件で、構造の違った設計を新たに出しているということ。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>当初は昨年度に、そのプレキャスト擁壁という構造形式の設計を行っておりまして、それを一部現場打ち擁壁に変更する必要が生じたので、その分の追加の構造計算になります。</p>
<p>川口委員</p>	<p>逆に言えば、前年度の業務委託の段階の調整が十分であったかどうかということなんでしょうか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>そのあたりが、実際に工事をやる今年度に入って再度協議をさせていただいたところ、その擁壁の奥側にある民地の部分の具体的な利用計画のお話を追加でお聞きすることができましたので、それに合わせた形にしたところ、擁壁の高さが変更になって、構造形式が変更になったという形です。</p>
<p>川口委員</p>	<p>なるほど、分かりました。</p> <p>随意契約の理由というよりも、前年度の設計をするときの隣地の土地利用状況がまだ決まっていなかったのかどうか、その段階で設計をやるのがよかったのかどうかというような別の問題があるんですね。</p>

道路維持課	そのときに、設計段階のときに、やはり隣地の方の土地利用というのは確認した上で実施はしたんですが。
川口委員	したんですか。
道路維持課	はい、もちろんしております。そうしないと設計できませんので。それで、一応、それで設計をしたんですけれども、実際に今年度、再度、工事着手前、一応こういう形で設計ができましたのでというご説明の中で、ちょっとまた利用計画が違うんだというようなことが出たというところになってございます。
川口委員	最後にしますけれども、3年度の設計のときには、そういう説明は取りあえずされているんでしょうか。
道路維持課	そうです、はい。当初の計画の高さというのはこういう考えでやっていきますよというご説明をさせていただいているんですけれども、今年度改めてしたところ、その将来的な考えというのを追加でお聞きすることができたので、その部分について変更が生じたという事です。
川口委員	これは設計業務委託ですよ。この後に続くプレキャスト方式の工事と変更された現場打ち擁壁の工事では、やっぱり工事の規模というのは違って来るんでしょうか。
道路維持課	規模自体はそれほど変わらないと思います。
川口委員	金額的な。
道路維持課	金額的にもそれほど変わらないと思います。ただ、内容は全く違うものになります。
川口委員	若干変わるという。
道路維持課	金額はもちろん全く同じにはならないと思うんですが、それほどインパクト大きく変わるとかではないです。現場打ち擁壁になる部分は一部区間だけなので。
川口委員	分かりました。ありがとうございました。
福田委員長	こういった設計変更といった場合にも、予定価格というか、必要額というのはどういうふうに計算するんでしょうか。

<p>道路維持課</p>	<p>か。どこまで前の設計を生かせるのかというのは、ちょっとこちらでは把握しにくいと思うんですけども。</p> <p>この業務も、通常皆さんが使われる積算基準書と言われるものの内容で全て積算可能な事業になっていまして、そういった基準書で設計している状態なんですけれども、先ほども申し上げた現地踏査ですとか、設計を行うに当たっての計画立案ですとか、あとは設計条件の確認とかというものの項目を、通常、一から発注する場合には当然やる必要があるんですけども、前回の受託者さんをお願いしていただくことで、そのあたりを省略して積算しています。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>その掛け目をどういうふうに見積もるのでしょうか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>どこまでが省略できて、どこまでがという意味ですか。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>そうですね、うん。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>それは基準書の業務の内容がそれぞれ設計計画とはどういうものかとか、現地踏査というのはどういうものかというのが決まっていますので、その内容が今回の設計上、必要となるかという点を判断して積算しております。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>例えば、昨年度の設計の中で、現地踏査という、要は現場を確認します、現場はどういうものかと見るという行為があるんですけど、それはそもそも前回の委託に入っているんで、今回同じ業者に出すのに、もう一回同じ確認をさせるのというような、そういう比較をしていきます。それで、前回にあったものについては今回はなしにするというのが簡単な判断基準になります。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>では、全く新しい業者に委託する場合の、まず予定価格を見積もった上で、必要ない部分を削除するという形で金額を出しているという。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>はい。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>あと、当初の設計のときは、ここは入札だったんですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>はい。こちらにつきましては、一般競争入札という形で実</p>

	<p>施しております。その中で、1者は辞退されたんですけども、5者が入札に参加していただけていたという状況になっております。</p> <p>参考までに、落札については79.7%という形で、先ほどから話ありました、ちょっと下のほうの落札額という形での発注になっております。</p>
福田委員長	<p>どうもありがとうございます。</p> <p>ほかにございますか。</p>
石井委員	<p>今年度、工事着手に当たって、再度、その地権者の方に状況を説明したら、工法を変えてくださいということで追加の設計が必要になったということで、前年度の成果物を貸与しても、やっぱり工期的には長くなっちゃうということですよ、新規で出すと。</p> <p>それで、要はその工事を出さなくちゃいけないというのも多分あると思うので、本来であれば第2・四半期ぐらいには工事着手したかったんだけど、こういった変更があったので、早めに設計を終わらせて、第4・四半期には工事を発注したいみたいな感じなんですかね。</p>
道路維持課	<p>工事のほうはそうですね。並行して発注業務を進めておりまして、この業務が無事に終わったことですから、工事のほうも無事に発注できております。</p>
石井委員	<p>ただ、一番のその業者さんに随契でもさせるというのは、工期の短縮というのが一番、その現地を熟知しているからこそ工期を短縮できるというのが一番ということですか。</p>
道路維持課	<p>そうですね。金額ももちろん、先ほどご説明したとおり多くの項目が省略できますので、金額も安く抑えられますし、期間としても工事に間に合うような期間で終わらせていただくことが可能だと思います。</p>
石井委員	<p>例えば、別のやり方として、昨年度の業務の成果物を貸与品として渡すというやり方も多分あったりとかはすると思う</p>

	<p>んですけれども、それよりも、そのやられた方がそのままやったほうがコスト的にも工期的にも早いし安いということですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>あくまでも前回の成果品を貸与したとしても、それを確認したりですとか、自分たちが設計するに当たっての計画を立てるといところは当然必要になってくると思います。</p>
<p>石井委員</p>	<p>それで、この工期とこの金額じゃできませんよということですよ。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>そうですね、はい。</p>
<p>石井委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>川口委員</p>	<p>もう一点だけ。仮にこれが設計・契約変更であったとしたら、当初の契約の落札率を予定価格に掛けて契約をするわけですよ。そういうやり方はできなかったんですか。9月からやっていたらいいようなので、なかなかその前の年の成果物というのは、遅くとも3月までにしか出ていないとは思いますが、情報の流通がそれだけできていなかったら、契約的にも変更にはならなかったと。もしも設計業務委託の期間内、納期内でそういう変更が生じるようであれば、契約変更されて、翌年度への繰越しをされるんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、予算上のはずです。そういうことはできなかった。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>そうですね。やはり当初の設計業務というのは昨年度の業務になっておまして、今回、今年度の工事発注、実際今年度に入って工事を発注するという段階で再度協議を行った結果の話なので、前回の契約のときにそれを行うというのはできなかったと思います。</p>
<p>川口委員</p>	<p>ということは、100%で、200万程度でございましてけれども、100%になっていましてけれども、契約変更であれば80%ぐらいで契約ができたかもしれないという、かもというか、ルールとしてはそうだろうと思うので、その20%分が、そうい</p>

<p>道路維持課</p>	<p>う時間の差というか、情報の流通が十分じゃなかったのかも しれないなど、原因は別にしてですね、責任は別にして。</p> <p>相手方のほうとのお話の中で、例えば業務中にお話しいた だいていれば、それこそ今、川口委員からお話ありましたよ うに、設計変更という手段が一般的なものとは思いますが、 その時点ではお話しはただけてなかったというところが一番 の今回の、この随契になったというところになるかと思いま す。</p>
<p>川口委員</p>	<p>残念ですね。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>契約の方式というのはちょっと分からないですけども、 地権者のほうを拘束するということはできないんですか。土 地の利用計画が変更になったということですけども、いつ までに申し出るとか、変更の有無を反映するとかというよう な決め事というのは。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>これは一部土地を購入させていただいて道路を拡幅する という事業になるんですけども、その土地購入の協議自体を 今年度やっている中でということになります。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>設計の段階では、土地購入の契約自体は締結されていな かったということですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>そうです。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>契約内容が確定していれば、この追加工事分というのは相 手に請求するということもできたりするのかなとも思ったん ですけども。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>あくまでも、昨年度の設計段階では、我々の設計の方針と いうか考えを地権者の方とお話ししながら決めていくという 段階でしたので、ちょっとその段階でなかなか決めるとい うのは難しかったのかなと思います。</p>
<p>川口委員</p>	<p>20%の差だから、40万ぐらいの設計変更というか契約変更 だから昨年できたかもしれないんですけども、今、委員長 がおっしゃるように、隣地の方々との責任関係というものを</p>

	<p>どう誰が負担するかという問題は、ちょっと法的には私もどこまでできるのかというふうには聞いていて思ったんですけども、検討はされたんですか。</p>
<p>道路維持課</p>	<p>いや、特にそういった検討を具体的にはしていません。</p>
<p>川口委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>そうですね。でも、どこかの時点で契約というか固定しないと、いや、また変わりましたとかということになってもと思います。</p>
<p>川口委員</p>	<p>そうですね。</p>
<p>福田委員長</p>	<p>対応できないということになるかと思imasので、どこかの時点では契約関係をはっきりして、これ以上の変更には応じられませんという形にされたらいいかなと思imasました。</p> <p>全て通じまして、抽出案件の審議、こちらでよろしかったでしょうか。</p>
	<p>(「はい」の声あり)</p>
<p>福田委員長</p>	<p>では、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>事務局のほうから連絡事項がありましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様、お疲れさまでした。</p> <p>以上で抽出案件のほうは終わりとなります。</p> <p>本日の議題につきましては全て完了いたしました。</p> <p>再苦情の申立てがなければ、今年度の入札監視委員会は本日で終了となります。</p> <p>来年度、第1回の委員会につきましては、例年同様7月頃開催を予定しております。次回委員会の日程につきましては、後日調整させていただきたいと存じます。</p> <p>本日は慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>川口委員</p>	<p>1つだけいいですか。今、こういうやり取りをした中で、いろんな意見が出たものについては、何らかの反映をされる</p>

	<p>かどうかというのは内部で検討されるわけですね。それは、いろいろなことを申し上げましたけれども、その検討結果みたいなものは次回何か報告されるような、そういう仕組みってあるんでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。それにつきましては、意見の内容を整理しまして、次回のときに、その対応状況等あれば、ご報告という形で説明させていただきたいと思います。</p>
川口委員	<p>あるかどうかも含めてだろうとは思いますが、対応があってもなくても、何か言及していただければありがたいなというふうには思います。</p>
	<p>以上です。</p>
福田委員長	<p>お疲れさまでした。</p>
	<p>では、これで終了とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p>